

ながの北部 STC 規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、ながの北部 STC と称する。

(所在)

第2条 本クラブは、主たる活動を長野県長野市桐原に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは、下記の7項を達成するために活動する。

- 1) テニスを通して仲間とともに心と体が成長する機会を得る
- 2) テニスを楽しみながらプレーすることで、スポーツの楽しさを感じる
- 3) クラブ内外のメンバーとの交流を深め、新たな友人やネットワークを築く
- 4) チームプレーを通じて、協力やコミュニケーションの大切さを学び、チームワークを育む
- 5) 体力や健康の維持・向上を図るために、定期的な運動習慣を提供する
- 6) テニスの技術を学び、練習を通じて個々のプレーヤーのスキルを向上させる
- 7) 試合や大会に出場し、競技を通じて実力を試すことや成果を確認するスポーツの振興を図る

(活動の種類)

第4条 本クラブは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- 1) スポーツの振興を図る活動
- 2) 子どもの健全育成を図る活動
- 3) 地域の活性化を図る活動

(事業)

第5条 本クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) ソフトテニス競技の普及・振興事業
- 2) 地域貢献事業

第三章 会員

(入会)

第6条 本クラブの会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し込むものとし、正当な理由がない限り、本クラブは、入会を認めなければならない。
- 3 本クラブは、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に通知をしなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(保険の加入)

第8条 会員は、安心して活動するため、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届の提出をしたとき。
- 2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

- 3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- 4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、別に定める退会届を本クラブに提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) この規約等に違反したとき。
- 2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員

(役員)

第 13 条 本クラブに次の役員を置く。

- 1) 理事 2人以上
- 2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、本クラブを代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本クラブの業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - 3) 前2号の規定による監査の結果、本クラブの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5) 理事の業務執行の状況又は本クラブの財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 本クラブに、事務を処理するため事務局を設ける。
2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 本クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 規約の変更
- 2) 解散
- 3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- 4) 事業報告及び活動決算
- 5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- 6) 会費の額
- 7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。
2 代表理事は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- 4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 代表理事が必要と認めたとき。
- 2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3) 第 16 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について

て書面をもって表決することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本クラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) その他の収益

(資産の管理)

第37条 本クラブの資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第38条 本クラブの事業計画及びこれに伴う活動予算は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第39条 本クラブの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第41条 本クラブが規約を変更しようとするときは、総会による議決を経なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第42条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、令和6年9月1日から施行する。